

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

警察本部の部長 警察本部の理事官 警察本部の首席参事官 警察本部の参事官 首席監察官 警察学校長 徳島中央警察署長 徳島名西警察署長 徳島板野警察署長 鳴門警察署長 阿南警察署長 三好警察署長	二種
---	----

別表第一中

を

警察本部の部長 警察本部の局長 警察本部の首席参 警察本部の参事官 首席監察官 警察学校長 徳島中央警察署長 徳島名西警察署長 徳島板野警察署長 鳴門警察署長 阿南警察署長 三好警察署長
--

事官	一種
	二種

に改め、「拠点整備管理幹」を削る。

別表第二の三公安職給料表中

9級	二種	111,600円
----	----	----------

を

9級	一種	119,100円
	二種	111,600円

に改める。

別表第三の三公安職給料表中

9級	二種	96,400円
----	----	---------

を

9級	一種	104,800円
	二種	96,400円

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。